

直送済

令和元年（行ケ）第27号 選挙無効請求事件

原告 鶴本 圭子 外（以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という）

被告 東京都選挙管理委員会 外（以下、「国」ともいう）

準備書面（2）

令和元年 8 月 30 日

東京高等裁判所第15民事部B丙係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

目 次

「最高裁の判例において、投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを検討するに当たって、較差の要因を考慮することが従来からの判断方法に含まれているとの指摘として、佐々木雅寿・論究ジュリスト29号39頁がある。」(日置朋弘最高裁調査官平成30年最高裁判所判例解説・法曹時報71巻8号1786〈222〉頁)のうちの「佐々木雅寿・論究ジュリスト29号39頁」の中の該当部分の記述は、誤りである(特に、下記(2)エ〈本書6~8頁〉参照)等:(本書1~18頁)	1
1 日置朋弘最高裁調査官平成30年最高裁判所判例解説・法曹時報71巻8号1770、1785~1786、1784頁についての議論:(本書1~9頁)	1
2 平成29年大法廷判決(参)に対する選挙人らの批判的主張は、上記 1 (本書1~9頁)記載の選挙人らの批判的主張と同様である:(本書9~10頁)	9
3 平成30年大法廷判決(衆)の判例変更(追加的主張):(本書10~13頁)	10
4 日置論文に対する追加的批判:(本書14頁)	14
5 平成29年大法廷判決(参)に関する追加の議論(1):(本書14~16頁)	14
6 平成29年大法廷判決(参)に関する追加的議論(2):(本書17~18頁)	17

本書は、別段の記述のない限り、選挙人ら準備書面(1)（訂正版）記載の略称を用いた。

「最高裁の判例において、投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを検討するに当たって、較差の要因を考慮することが従来からの判断方法に含まれているとの指摘として、佐々木雅寿・論究ジュリスト 29 号 39 頁がある。」（日置朋弘最高裁調査官平成 30 年最高裁判所判例解説・法曹時報 71 巻 8 号 1786（222）頁）のうちの「佐々木雅寿・論究ジュリスト 29 号 39 頁」の中の該当部分の記述は、誤りである（特に、下記(2)エ（本書 6～8 頁）参照）等：（本書 1～17 頁）

1 日置朋弘最高裁調査官平成 30 年最高裁判所判例解説・法曹時報 71 巻 8 号

1770、1785～1786、1784 頁についての議論：（本書 1～9 頁）

標記の結論は、下記(1)～(4)（本書 1～9 頁）の議論により導かれる。

(1)（本書 1～4 頁）

日置朋弘最高裁調査官平成 30 年最高裁判所判例解説・法曹時報 71 巻 8 号 1770、1785～1786、1784 頁は、

「（なお、本判決の多数意見がアダムズ方式による定数配分等に言及したのは、平成 28 年改正法の附則の下で設けられた本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを判断するに当たって、その前提となるアダムズ方式による定数配分等を規定した平成 28 年改正法の本則の定めが、安定的に選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させることを可能とする立法措置であることを示したものであって、この関係において附則の定めが漸進的であるということを超えて、いまだ本件選挙区割りに反映されていないアダムズ方式を、憲法の投票価値の

平等の要求に反する状態にあるか否かの判断に当たってしん酌したものでないと考えられる。) (注22) (強調 引用者) (同 1770 頁)、

「(注 22) 区割規定の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを検討するに当たって、このように投票価値の較差を生じさせる要因等を考慮することは、選挙当時における選挙区割りが違憲状態にあるか否かという静態的かつ客観的な判断と整合しないのではないかとの批判があり得る。しかし、最高裁の判例が、これまで投票価値の較差の客観的かつ形式的な数値のみで違憲状態にあるか否かを判断してきたものでないことは本文記載のとおりであり、前掲・(注 19)のとおり、このことは、投票価値の較差に関する合憲性の判断が具体的事情の下での諸要素の総合考慮による以上、数値的基準で一律に画するのは相当でないという考え方によるものと思われる。そして、選挙区割りが違憲状態にあるか否かを判断するに当たっては、選挙当時における投票価値の較差に関する客観的な数値は重要な判断指標となることは当然であるが、その背後にある具体的な事情、取り分け、選挙当時の選挙制度の仕組みや投票価値の較差を生じさせる要因等をも考慮して、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要因に反するか否かを判断するのが相当であるように考えられ、これが必ずしも静態的かつ客観的な判断と整合しないものともいい難いように思われる。同様に、最高裁の判例において、投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを検討するに当たって、較差の要因を考慮することが従来からの判断方法に含まれていくとの指摘として、佐々木雅寿・論究ジュリスト 29 号 39 頁がある。」(強調 引用者) (同 1785～1786 頁)、

「(注 19) 最高裁の判例は、これまで最大較差が違憲状態となる限界的な数値的基準について明示しておらず、この点は本判決の多数意見も同様であ

る。これは、投票価値の較差に関する合憲性の判断が具体的事情の下での諸要素の総合考慮によるものである以上、数値的基準で一律に画するのは適当でないという考え方によるものと思われる（千葉勝美・前掲 (注 17)（最高裁判所判例解説平成 5 年度 引用者注）56～59 頁）。また、これまでの最高裁の判例は、衆議院議員に係る定数訴訟における投票価値の較差を判断する基準として、選挙区間の議員 1 人当たりの選挙人数又は人口の最小値と最大値の比率（選挙人比最大較差、人口比最大較差）を用いており（「千葉勝美・前掲 (注 17) 55 頁以下）、特に選挙時における選挙人比最大較差を重視しているものということができる。」（強調 引用者）（同 1784 頁）

と記述する。

尚、上記佐々木雅寿・論究ジュリスト 29 号 39 頁は、

「国会の対応が不十分なために許容されうる較差の限界を超えた場合、違憲状態判決となる。例えば、平成 27 年判決は、平成 25 年改正法後の 1 人別枠方式の残滓を問題視して違憲状態判決を出した。

それに対し、国会の対応が十分に許容されうる較差の限界を超えていない場合、違憲状態判決は回避される。例えば、昭和 63 年判決は、①昭和 60 年の違憲判決を受け、国会が昭和 61 年改正法を成立させ、②同改正法可決の際、衆議院本会議において「今回の衆議院議員の定数是正は、違憲とされた現行規定を早急に改正するための暫定措置であり、昭和 60 年国勢調査の確定人口の公表をまって、速やかにその抜本改正の検討を行うものとする」との決議がされ、③同改正（昭和 61 年改正法 引用者注）の結果、当該選挙時の最大較差が 1 対 2.92 となったこと等の経緯を考慮して、合憲判断を示した。また、平成 30 年判決も、平成 29 年改正法によって、選挙当日の最大較差が 1 対 1.979、較差 2 倍以上の選挙区はなくなり、選挙時点で、平成 32 (2020)

年以降アダムズ方式を採用することにより 1 人別枠方式の影響を完全に解消させる立法措置が講じられていたこと等を考慮して、合憲判断を示した。これらの判決は、投票価値の較差の合憲性を判断する段階でも、国会の努力、将来の努力の意思、努力の結果等を考慮するものであるが、それは、較差の要因を考慮する従来からの判断方法に含まれていたものである。」（強調 引用者）

と記述する。

(2) (本書 4～8 頁)

ア 最小判昭 63.10.21 (民集 42 卷 8 号 663～664 頁) は、

「・・・**昭和六一年改正法**が成立したのであり、衆議院本会議において、同改正法が可決された際、「今回の衆議院議員の定数是正は、違憲とされた現行規定を早急に改正するための暫定措置であり、昭和六〇年国勢調査の確定人口の公表をまつて、速やかにその抜本改正の検討を行うものとする」との決議がされたこと、右改正の結果、昭和六〇年一〇月実施の国勢調査の統計表（速報値）人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差が最大一对二・九九となつたこと、**本件選挙当時**において、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が最大**一对二・九二**となつており、また、人口の多い選挙区の議員数が人口の少ない選挙区の議員数よりも少ないといういわゆる逆転現象が一部の選挙区間でみられたことは、原審の適法に確定するところである。

(略)

すなわち、昭和六一年改正法による議員定数配分規定の改正によつて、昭和六〇年国勢調査の要計表（速報値）人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は最大一对二・九九となり、**本件選挙当時**（昭和 61.7.6 引

用者注)において選挙区間における議員一人当たりの**選挙人数の較差は最大一対二・九二**であつたのであるから、前記昭和五八年大法廷判決及び昭和六〇年大法廷判決が、昭和五〇年法律第六三号による公職選挙法の改正の結果、昭和四五年一〇月実施の国勢調査による人口に基づく選挙区間における**議員一人当たりの人口の較差が最大一対二・九二に縮小**することとなつたことを理由として、前記昭和五一年大法廷判決により違憲と判断された右改正前の議員定数配分規定の下における**投票価値の不平等状態**は右改正（但し、人口較差〈最大〉が1対2.92に縮小した。引用者注)により**一応解消されたもの**と評価できる旨判示する趣旨に徴して、本件議員定数配分規定が**憲法に反するものとはいえない**ことは明らかというべきである。**もつとも、本件議員定数配分規定が違憲とまではいえないことと、右配分規定による議員定数の配分が国会の裁量権の合理的行使として適切妥当であるかどうかとは別問題であることはいうまでもなく、昭和六〇年国勢調査の確定人口の公表をまつて速やかに議員定数配分規定の抜本改正の検討を行う旨の前記衆議院決議も、その見地に立つてされたものと理解される。**」（強調 引用者）

と判示する。

即ち、最小判昭 63.10.21 は、

昭和 58 年大法廷判決（衆）及び昭和 60 年大法廷判決（衆）が、『昭和 50 年改正により、選挙区間における議員 1 人当たりの人口較差が最大 **1 対 2.92** に縮小したことによって、**投票価値の不平等状態は、一応解消されたもの**と評価できる』旨「判示する趣旨に徴して、本件議員定数配分規定（但し、選挙当日の選挙人数較差（最大）**1 対 2.92** 引用者注）が憲法に反するものとはいえないことは明らかというべきである。」

と判示した。

イ 他方で、同判示の直後に、「もつとも、本件議員定数配分規定が違憲とまではいえないことと、右配分規定による議員定数の配分が国会の裁量権の合理的行使として適切妥当であるかどうかとは別問題であることはいうまでもなく、昭和六〇年国勢調査の確定人口の公表をまつて速やかに議員定数配分規定の抜本改正の検討を行う旨の前記衆議院決議も、その見地に立つてされたものと理解される」(強調 引用者) と明記している。

即ち、同判決は、「本件議員定数配分規定が憲法に反するとはいえない」と判示した理由の中に、「前記衆議院決議」(強調 引用者 本書5頁) が存在すること【】を含んでいない。

ウ それにも拘わらず、同佐々木雅寿・論究ジュリスト 29号 39頁は、「これらの判決は、投票価値の較差の合憲性を判断する段階でも、国会の努力、将来の努力の意思、努力の結果等を考慮するものであるが、それは、較差の要因を考慮する従来からの判断方法に含まれていたものである。」(強調 引用者) と記述(本書4頁) する。同記述は、上記ア～イ(本書4～6頁) に示すとおり、最小判昭 63.10.21(民集42巻8号663～664頁) の判示に反する。

更に、日置朋弘最高裁判所調査官平成 30年最高裁判所判例解説・法曹時報 71巻 8号 1786頁の佐々木雅寿論文・論究ジュリスト 29号 39頁を援用する旨の記述(本書2頁) も、同佐々木雅寿論文・論究ジュリスト 29号 39頁と同じく、最小判昭 63.10.21の当該判示(上記ア～イ(本書4～6頁) 参照) に反する。

エ 更に言えば、一方で、最小判昭 63.10.21は、【当該選挙の選挙当日の時点の選挙人数の最大較差・1対2.92が、昭和58年大法廷判決(衆)及び昭和60年大法廷判決(衆)が「前記昭和五一年大法廷判決により違憲と判断された右改正前の議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態は右改正により

一応解消されたものと評価することができる」(強調 引用者 本書5頁)と認めた人口較差・1対2.92の数値と同一であること】(但し、選挙人数最大較差・1対2.92と人口最大較差・1対2.92の差異があるが。)を評価して、『違憲状態ではない』旨判示している。

他方で、平成30年大法廷判決(衆)(甲10)は、平成29年衆院選の選挙当日の時点では、全国の選挙区の中に、違憲状態と判断される(但し、平成23年大法廷判決(衆)、平成25年大法廷判決(衆)、平成27年大法廷判決(衆)参照)1人別枠方式により決定された議員定数を有する12都県(但し、アダムズ方式により決定された議員定数と異なるもの)が残存し、「不可分の一体」のルールにより、12都県の選挙区の違憲状態の瑕疵は、全選挙区に及んでいるにも拘わらず(昭51年大法廷判決(衆)(甲1)、昭和60年大法廷判決(衆)(甲3)参照)、【平成28年改正法、平成29年改正法により、令和2(2020)年の大規模国勢調査以降、アダムズ方式による選挙区割りを実施するという法整備がなされていたこと】を考慮して、『平成29年衆院選の選挙区割りは、違憲状態ではない』旨判示する(民集72巻6号1269頁)。

最小判昭63.10.21が、当該選挙当時、昭和58年大法廷判決(衆)(甲2)及び昭和60年大法廷判決(衆)(甲3)が投票価値の不平等状態が**一応解消**されたと判示した人口最大較差の数値(1対2.92)の点では、同じく、選挙人数最大較差・1対2.92であったことを評価して『当該選挙区割りは、合憲』と判断しているにも拘わらず、平成23年大法廷判決(衆)、平成25年大法廷判決(衆)及び平成27年大法廷判決(衆)の各判示の判断基準によれば、平成29年衆院選の時点で、平成29年衆院選は違憲状態であったにも拘わらず、平成29年衆院選の時点で、平成28年改正法により2020年の大規模国勢調査実施以降にアダムズ方式の選挙区割りが実施されるよう法整備がされたことを理由に、

『平成 29 年衆院選の選挙区割りは違憲状態でない』旨判示する点で、平成 30 年大法廷判決（衆）の同判示（民集 72 卷 6 号 1269 頁）は、最小判昭 63.10.21（衆）の判示（本書 4～6 頁）に沿っていない。

即ち、平成 30 年大法廷判決（衆）の『平成 29 年衆院選の選挙区割りは、違憲状態とはいえない』旨の判示は、最小判昭 63.10.21（衆）、昭 58 年大法廷判決（衆）及び昭 60 年大法廷判決（衆）の判例（上部ア（本書 4～5 頁）参照）に沿わないものである。

(3) (本書 8 頁)

最大判昭 58.11.7（衆）（民集 37 卷 9 号 1264 頁）（甲 2）は、

「(略)

- 1 昭和五〇年改正法による改正後の議員定数配分規定の下においては、前記のとおり、直近の同四五年一〇月実施の国勢調査に基づく選挙区間における議員一人当たりの**人口の較差が最大**一対四・八三から**一対二・九二**に縮小することとなつたのであり、

(略)

前記大法廷判決（昭和 51 年大法廷判決（衆）引用者注）によつて違憲と判断された右改正前の議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態は、**右改正（昭和 50 年改正法 引用者注）によつて一応解消されたもの**と評価することができる。

(略) 」(強調 引用者)

と判示した。

即ち、同判決は、【人口較差（最大）が、昭和 50 年法改正により、**1 対 2.92**に縮小したこと】をもつて、「投票価値の不平等状態は**一応解消された**ものと評価することができる」(強調 引用者)と判示している。

(4) ((1)~(3)の小括)

ア 平成 29 年衆院選当時、平成 29 年衆院選の選挙当日の時点で、違憲状態の 1 人別枠方式の議員定数が配分された 12 都県が残存するにも拘わらず、【平成 30 年大法廷判決（衆）が、令和 2（2020）年の大規模国勢調査実施以降にアダムズ方式の議員定数配分の実施を定める平成 29 年改正法、平成 28 年改正法の成立と当該選挙当時の時点で投票価値の較差が縮小したことを根拠として、『平成 29 年衆院選の選挙当日の時点で、違憲状態の 1 人別枠方式の議員定数が配分された 12 都県が残存する当該選挙の選挙区割りは、違憲状態でない』旨の結論を導いたこと】（民集 72 卷 6 号 1268~1269 頁）は、上記(2)ア（本書 4~5 頁）記載の最小判昭 63.10.21、昭 58 年大法廷判決（衆）及び昭 60 年大法廷判決（衆）の各判示（上 部(2)ア（本書 4~5 頁））に沿っていない。

イ 佐々木雅寿・論究ジュリスト 29 号 39 頁は、最高裁は違憲判断で諸要素を考慮してきた旨記述しており（本書 3 頁）、その点は正しいが、同論文は、投票価値の較差に関する衆院選の 3 段階の判断枠組みの①段階の審査で考慮する要素と②段階の審査で考慮する要素は異なることを無視している点（本書 3 頁参照）で、間違っている（準備書面(1)（訂正版）**V**1~2（同書 14~19 頁）参照）。

2 **平成 29 年大法廷判決（参）に対する選挙人らの批判的主張は、上記**1****（本書 1~9 頁）記載の選挙人らの批判的主張と同様である：（本書 9~10 頁）

(1) 平成 29 年大法廷判決（参）（甲 9）は、平成 27 年改正法の示す「更なる是正に向けての方向性と立法府の決意」等を評価して、『平成 28 年参院選（選挙区）時点の選挙区割りは、いわゆる違憲状態とはいえない』旨判決している。

平成 29 年大法廷判決（参）は、選挙投票日以降に発生し得る投票価値の較

差の是正の要素を考慮要素に含めて、『選挙区割りは、違憲状態とはいえない』旨判示する点では、平成 30 年大法廷判決（衆）と同様である。

- (2) 本件裁判における、平成 29 年大法廷判決（参）に対する選挙人らの批判的主張は、上記 **1**（本書 1～9 頁）記載の平成 30 年大法廷判決（衆）に関する選挙人らの批判的主張と同様である。

3 平成 30 年大法廷判決（衆）の判例変更（追加的主張）：（本書 10～13 頁）

最高裁は、投票価値の較差に関する、衆院選の 3 段階の判断枠組み及び同参院選の 2 段階の判断枠組みの、各①段階の審査で、本件選挙当時の格差が合憲かどうかを審査してきた。その審査の際、最高裁は、【議員定数の各選挙区への配分についても厳格な人口比例を唯一の基準とすべきこと】を要求してこなかった。

また、最高裁は、【投票価値の格差・1 対 2 未満は合憲とか同 1 対 3 以上は違憲とかの、数値だけで投票価値の較差の合憲性を審査すること】も、行ってこなかった。

平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 6）は、

「憲法上、議員 1 人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ**以外の要素も**合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた

裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。」（強調 引用者）
（民集 67 卷 8 号 1520 頁）

としている。つまり、「人口比例以外の要素」も考慮してきた。

しかし、投票価値の格差は「本件選挙当時」における格差であるから、考慮すべき「人口比例以外の要素」は、あくまでも、「本件選挙当時」に存在した要素である。

平成 25 年大法廷判決（衆）は、

「**本件選挙後の事情**についてみると、平成 24 年改正法の成立後、同改正法の附則の規定に従って区画審による審議が行われ、平成 25 年 3 月 28 日、区画審は、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告を行った。この改定案は、平成 24 年改正法の附則の規定に基づき、各都道府県の選挙区数の 0 増 5 減を前提に、選挙区間の人口較差が 2 倍未満となるように 17 都県の 42 選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった。」（強調 引用者）（民集 67 卷 8 号 1519 頁）、

「なお、平成 25 年改正法の成立の前後を通じて、国会においては、今後の人口異動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようにするための制度の見直しについて、総定数の削減の要否等を含め、引き続き検討が続けられている。」（同 1519～1520 頁）

と摘示しているが、この「本件選挙後の事情」（強調 引用者）は、②段階の審査での考慮事項としており、①段階の審査での考慮事項とはしていない。

しかるに、平成 30 年大法廷判決（衆）（甲 10）は、

「平成26年選挙につき、最高裁平成27年（行ツ）第253号同年11月25日大法廷判決・民集69巻7号2035頁（以下「平成27年大法廷判決」という。）は、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、上記のような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあり、このような投票価値の較差が生じたことは、全体として平成24年改正法による改正後の区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきであるとして、平成25年改正法による改正後の平成24年改正法により改定された選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ないと判示した。」（強調 引用者）

としつつ、

「加えて、本件選挙が施行された時点において、平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うことによって1人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられていたものである。このような立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況を考慮すると、本件選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数とアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる**定数を異にする都道府県が存在している**ことをもって、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものとなるということとはできない。」（強調 引用者）、

「本件選挙当時においては、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたということが出来る。そうすると、平成28年

改正法及び平成29年改正法による選挙区割りの改定等は、国会の裁量権の行使として合理性を有するというべきであり、平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、**平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる。**」(強調 引用者)

と判示した。

すなわち、平成30年大法廷判決(衆)は、

- (i) 「本件選挙当時」(強調 引用者)において、いまだ実施されていないアダムズ方式に関する法改正を衆院選の3段階の判断枠組みの①段階の審査の考慮要素としたことにおいて、平成25年大法廷判決(衆)、平成27年大法廷判決(衆)を判例変更したものであり、
- (ii) **「いまだ多くの都道府県において1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されている」**にもかかわらず、同①段階の審査で合憲としたことにおいて、平成25年大法廷判決(衆)、平成27年大法廷判決(衆)を判例変更したものである。

平成30年大法廷判決は、同判決文中に、

①【判例変更したこと】を記述していないし、かつ

②【どの点で、平成25年大法廷判決(衆)及び平成27年大法廷判決(衆)が誤りであり、どういう理由で新しい平成30年大法廷判決(衆)の判示が正しいという判例変更の理由】を記述していない。

これらは、**最大判昭48.4.25(全農林警職法事件)**の判例に反している(準備書面(1)(訂正版) **V**4(同書23~27頁)、同 **XIII**4(同書67~68頁)参照)。

4 日置論文に対する追加的批判：（本書 14 頁）

- (i) 日置朋弘最高裁調査官平成 30 年最高裁判所判例解説・法曹時報 71 巻 8 号 1170 頁の「いまだ本件選挙区割りに反映されていないアダムズ方式を、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かの判断にあたってしん酌したものではないと考えられる。」の記述は、②段階の審査で考慮すべき事項を①段階の審査で考慮すべきでないということを正しく理解した上で、平成 30 年判決は『そのようなことをしていない』と強弁している（上記**1**(1)（本書 1～2 頁））。

この記述は、平成 30 年判決の趣旨のごまかしである。

- (ii) 更に、同 1773 頁の「平成 23 年大法廷判決が、投票価値の較差の程度を問わず、1 人別枠方式そのものを違憲と判断したものでないことは、その判示に照らして明らかであり」の記述は、間違いである。平成 23 年大法廷判決（衆）（民集 65 巻 2 号 781 頁）は、「本件選挙区割りのうち 1 人別枠方式に係る部分」は、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた」と判示している。

5 平成 29 年大法廷判決（参）に関する追加の議論（1）：（本書 14～16 頁）

参院選につき、平成 26 年大法廷判決（参）（甲 7）は、①段階の審査の問題として、

「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」（民集 68 巻 9 号 1374 頁）、

「都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない。」（強調 引用者

同 1375 頁）、

「都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みが、長年にわたる制度及

び社会状況の変化により、もはやそのような較差の継続を正当化する十分な根拠を維持し得なくなっている」（強調 引用者 同1375～1376頁）、

「平成24年改正法による上記の措置を経た後も、本件選挙当時に至るまで、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成22年選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものというべきである。」（同1376頁）

と判示し、

②段階の審査の問題として、

「これらの参議院の検討機関において、本件選挙後も、上記附則の定めに従い、平成24年大法廷判決の趣旨に沿った方向で選挙制度の仕組みの見直しを内容とする法改正の具体的な方法等の検討が行われてきていることをも考慮に入れると、本件選挙前の国会における是正の実現に向けた上記の取組は、具体的な改正案の策定にまでは至らなかったものの、同判決の趣旨に沿った方向で進められていたものといえることができる。」（同1379頁）

と判示した。

しかるに、平成29年大法廷判決（参）（甲9）は、①段階の審査の問題として、

「政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず」（民集71巻7号1149頁）、

「また、平成27年改正法は、その附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものといえることができる。」

そうすると、平成27年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。合区が一部にとどまり、多くの選挙区はなお都道府県を単位としたまま残されているとしても、そのことは上記の判断を左右するものではない。

(5) 以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。」(同1151頁)(強調 引用者)

と判示した。

つまり、平成29年大法廷判決(参)(甲9)は、平成24年大法廷判決(参)及び平成26年大法廷判決(参)が、②段階の審査での考慮要素としてきた将来の是正の法改正に向けての国会の姿勢を、①段階の審査での考慮要素としたことにより、『当該選挙の選挙区割りの投票価値の較差は、違憲状態ではない』旨判示し、**判例変更**をした。(準備書面(1)(訂正版) V3~4(同書19~27頁)参照)

しかしながら、平成29年大法廷判決(参)は、同判決文中に、①【当該判例変更をしたこと】を判決文中に明記していないし、かつ②【どの点で、平成26年大法廷判決(参)が誤りであり、どういう理由で新しい平成29年大法廷判決(参)の判示が正しいという判例変更の理由】を記述していない。当該判例変更は、**最大判昭48.4.25(全農林警職法事件)**の判例に反している(準備書面(1)(訂正版) V3~5(同書19~27頁)、同XIII4(同書67~68頁)参照)。

6 平成 29 年大法廷判決（参）に関する追加的議論（2）：（本書 17～18 頁）

- (1) 令和元（2019）年参院選（本件選挙ともいう）では、平成 24 年大法廷判決（参）及び平成 26 年大法廷判決（参）が問題としてきた、【都道府県を選挙区の単位とすることに起因する較差】が残っている上、平成 29 年大法廷判決（参）がよりどころとした法改正について言えば、平成 30 年改正法には「更なる更正に向けての方向性と立法府の決意」もない。
- (2) 上記(1)に示したとおり、本件選挙の選挙区割りは、平成 30 年改正法において、「更なる更正に向けての方向性と立法府の決意」もないので、平成 29 年大法廷判決（参）の較差に関する 2 段階の判例枠組みの①段階の審査での判断基準によっても、違憲状態と判断される、と解される。
- 更に言えば、本件選挙の選挙区割りは、平成 24 年大法廷判決（参）及び平成 26 年大法廷判決（参）の投票価値の較差に関する 2 段階の判断枠組みの①段階の審査での判断基準によれば、違憲状態と解される。
- (3) 本件選挙は、同①段階の審査で、違憲状態とされるので、憲法 98 条 1 項の明文により「その効力を有しない」（準備書面(1)（訂正版）**V**3～5（同書 19～29 頁）**参照**）。
- (4) 千葉勝美元最高裁判事『判例時評 司法部の投げた球の重み—最大判平成 29 年 9 月 27 日のメッセージは？』法律時報 89 卷 13 号 6 頁（甲 39）は、
- 「(3) そうすると、仮に、次回選挙までに較差是正の実現という将来的な立法対応がされるといふ本判決の前提が崩れ、較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になった場合には、国会は較差是正のために自ら定めた期間での必要な努力を怠ったということになって、最高裁としては、もはや、従前のように「合理的期間を徒過した」か否かを改めて検討

する余地はなく、直ちに「違憲」と判断することが可能になったものともいえよう。

(4) 以上によれば、今回の大法廷判決が国会に発したメッセージは、いまだ較差の是正が十分とはいえないので、更なる較差是正の努力を確実に続けて結果を出すように、というものであり、その意味で、司法部が立法府に投げた球は、**ずしりと重いもの**として受け止めるべきではなかろうか。」(強調 引用者)

と記述する(準備書面(1)(訂正版) V³ (同書 20~23 頁) 参照)。

しかしながら、国会は、平成 29 年大法廷判決(参)のメッセージを「ずしりと重いもの」として受け止めることなく、選挙制度の抜本的な見直しとは程遠い、単なる弥縫策にすぎない「平成 30 年改正法」を成立させ、本件選挙は、それに従って施行された(訴状別表 i 頁参照)。これは、【平成 29 年大法廷判決(参)が、『当該選挙の選挙区割りは、違憲状態ではない』旨明示した、平成 29 年大法廷判決(参)を言渡したこと】によるものと解される。

当該問題の「平成 30 年改正法」が成立に至った根源的理由は、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判示した平成 29 年大法廷判決(参)にあると解される。

以上